



島根県報

令和2年4月30日(木)

号外第59号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【人委規則】

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 3

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

【人委告示】

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施 4

令和2年度島根県職員採用高校卒業程度試験(A日程)の実施 8

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験(行政B(自己アピール型))の実施(延期分) 10

令和2年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第1回)に係る試験の日時等の変更 12

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第15号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条の13の2第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第29条の13の4第2項において「休職等となった場合」という。）」に改める。

第29条の13の4第2項中「休職にされ、専従許可を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の2号を加える。

- (10) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関又は交通用具による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が医師、歯科医師、保健師又は助産師から妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要がある場合 1日の勤務時間の範囲内で、妊娠6月末（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月末までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる期間

第6条第2項第10号及び第11号を次のように改める。

(10)及び(11) 削除

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第6条第1項第10号及び第11号の規定は、令和2年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第2項第10号又は第11号の規定により付与された休暇は、それぞれ改正後の規則第6条第1項第10号又は第11号の規定により付与された休暇とみなす。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の12の2第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第12条の12の4第2項において「休職等となった場合」という。）」に改める。

第12条の12の4第2項中「休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第19号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の12の2第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第36条の12の4第2項において「休職等となった場合」という。）」に改める。

第36条の12の4第2項中「休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年5月1日（金）から同月29日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月27日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
行政A	56名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
化学	1名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政、廃棄物行政、原子力安全対策行政等の事務又は環境に関する試験研究に従事
心理	1名	島根県の諸機関に勤務し、児童、家族又は障がい者の支援に関する心理診断・指導・相談等の業務に従事
児童福祉	5名	児童相談所、児童自立支援施設（わかたけ学園）等に勤務し、児童相談や児童の生活・スポーツ指導等の業務に従事
保健師	7名	保健所等に勤務し、健康・福祉に関する専門的業務に従事
農業	13名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
畜産	4名	島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、畜産技術の普及指導等の業務又は試験研究に従事
林業	7名	島根県の諸機関に勤務し、林業・木材産業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、試験研究、治山事業等に関する調査計画、設計、施工管理等の業務に従事
水産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
総合土木	15名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画及び土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
建築	2名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事
機械	2名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の機械設備に関する設計・施工管理、県庁舎等の機械設備の保守管理、下水道終末処理場等の機械設備の運転・保守管理等の業務に従事
電気	6名	島根県の諸機関に勤務し、県庁舎等の電気設備の設計・施工管理、保守管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等

		の業務に従事
精神保健福祉士	1名	県立病院、保健所等に勤務し、専門的業務に従事
警察事務	4名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
少年補導	4名	島根県警察の諸機関に勤務し、少年の非行防止及び健全育成等の業務に従事
情報処理	1名	島根県警察本部に勤務し、警察業務全般のシステムの企画、分析、設計、システム開発及び保守等に関する専門的業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれかの試験区分に限る。また、注4に記載する試験区分と重複して受験することはできない。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

4 次の試験区分については、第1次試験日（6月28日）に、別途試験を予定している。

①行政B（自己アピール型） ②総合土木（高卒程度A日程） ③建築（高卒程度A日程） ④研究員

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
「行政A」 「総合土木」	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業見込みのもの
「行政A」及び 「総合土木」以外	次のいずれかに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業見込みのもの

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資 格
児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
保健師	保健師の免許を有する者又は令和3年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者
精神保健福祉士	精神保健福祉士の免許を有する者又は令和3年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「心理」、「児童福祉」、「保健師」、「機械」、「電気」及び「精神保健福祉士」を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第	令和2年6月28日（日）	松 くにびきメッセ	7月10日（金）（試験区分「行政A」は

1 次 試 験	受付時間 8 : 30 ~ 9 : 00	江 市	(松江市学園南一丁目)	7月22日(水)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政A」の第1次試験個別面接試験対象者は7月3日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
	試験時間 9 : 30 ~ 17 : 00 (試験区分「行政A」及び「警察事務」は9 : 30 ~ 16 : 30)	浜 田 市	島根県立大学(浜田キャンパス) 講義・研究棟 (浜田市野原町)	
	※試験区分「行政A」の個別面接試験日	東 京 都	明治学院大学(白金キャンパス) 本館 (港区白金台)	
	令和2年7月14日(火)又は7月15日(水)のうち指定する1日 ※詳細は、対象者に通知する。 (試験場 島根県職員会館)	大 阪 府	JEC日本研修センター心齋橋 (大阪市中央区南船場)	
第 2 次 試 験	令和2年8月1日(土)から8月7日(金)までのうち指定する日 ※詳細は、第1次試験合格の際に通知する。	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) 又は 島根県庁会議棟 (松江市殿町)	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点		内 容	
第 1 次 試 験	教養試験	「行政A」及び「警察事務」以外 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験	
		「行政A」 (120点)		
		「警察事務」 (200点)		
	専門試験	「行政A」、「警察事務」及び 「情報処理」以外 (150点)		専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
		「行政A」 (60点)		
	「警察事務」 (100点)			
	「情報処理」 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式及び記述式による筆記試験		
	面接試験 (「行政A」のみ) (120点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) ※択一試験結果の上位の者(概ね150名)を対象に7月14日又は7月15日に実施		
第 2 次 試 験	面接試験	「行政A」以外 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)	
		「行政A」 (300点)		
	集団討論試験	集団内における個人の適応性及び社会性をみる目的での集団討論		

(「行政A」のみ) (200点)	
論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 ※第1次試験日(6月28日)に実施
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 第2次試験において、試験区分「建築」については、「建築設計製図」の筆記実技試験(配点200点)も行う。
- 2 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
- 3 試験区分「行政A」については、最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
行政A	○法律分野(20題): 憲法、行政法、民法、刑法、労働法 ○経済分野(20題): 経済学、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策 ○行政分野(9題): 政治学、行政学、社会政策、国際関係 ○その他(6題): 経営学、教育学 [55題中20題の選択解答]
警察事務	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学
児童福祉	社会福祉原論、児童福祉論、障がい者福祉論、社会福祉援助技術、発達心理学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
精神保健福祉士	精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障がい者の生活支援システム、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障がい者に対する支援と障がい者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度
少年補導	社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査、社会福祉概論、児童福祉
情報処理	アルゴリズムとプログラミング、コンピューターシステム、ヒューマンインターフェース、ネット

ワーク、データベース、セキュリティ、開発技術、プロジェクトマネジメント、システム企画、法務

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登録された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
「保健師」以外	大学卒	22歳	183,220円
「保健師」	大学卒	22歳	213,790円

10 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、下記提出受付期間中に島根県人事委員会事務局まで提出すること。

試験区分	対象者	受付期間
「行政A」	第1次試験個別面接試験受験対象者	令和2年7月3日（金）から7月9日（木）まで
「行政A」以外	第1次試験合格者	令和2年7月10日（金）から7月21日（火）まで

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）を次のとおり実施する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年5月1日（金）から同月29日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、5月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月27日（水）午後5時まで

に到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	総合土木	6名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良、農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	建築	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
 3 9月27日に別途実施予定の島根県職員高校卒業程度試験（B日程）の全ての試験区分を受験できない。
 4 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

試験の種類	試験区分	年齢・資格等
高校卒業程度	全試験区分	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く。

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	令和2年6月28日（日） 受付時間 8:30～9:00	松江 くにびきメッセ （松江市学園南一丁目）	7月10日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9:30～	浜田 島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	
第2次試験	令和2年8月1日（土）から8月7日（金）までのうち指定する日	松江 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又は 島根県庁会議棟 （松江市殿町）	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験区分	試験種目及び配点	内容

第 1 次 試 験	高校卒業程度	全試験区分	教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度)
			専門試験 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
第 2 次 試 験	高校卒業程度	全試験区分	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
			作文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
			適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
総 合 土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学及び土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工
建 築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
高校卒業程度	高校卒	18歳	151,443円

島根県人事委員会告示第7号

令和2年島根県人事委員会告示第3号及び第4号で別途実施する予定とし、及び延期する旨を告示した令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））を次のとおり実施する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政B（自己アピール型）	10名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

2 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
行政B（自己アピール型）	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表	
第1次試験	令和2年6月28日（日） ・受付時間 9：30～10：00 ・試験時間 10：15～15：00	松江市	くにびきメッセ （松江市学園南一丁目）	7月13日（月）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
		浜田市	島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	
		東京都	明治学院大学（白金キャンパス） （港区白金台）	
		大阪府	JEC日本研修センター心斎橋 （大阪市中央区南船場）	
第2次試験	・適性検査及び集団討論試験 令和2年7月25日（土） ・面接試験① 令和2年7月26日（日） ・面接試験② 令和2年8月1日（土）又は2日（日）のうち指定する日 ※詳細は、第1次試験合格の際に通知	松江市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	8月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

する。			
-----	--	--	--

4 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (100点)	職務に求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力検査のみ））（70分）
	自己アピール論文試験 (100点)	県職員として働く意欲及びこれまでの経験を通じて培った能力や成果等について自己アピールを行う論文試験（120分）
第 2 次 試 験	集団討論試験 (200点)	集団内における個人の適応性や社会性をみる目的で実施する集団討論
	面接試験① (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施
	面接試験② (300点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。
- (2) 2の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

6 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

学 歴	年 齢	初任給月額
大学卒	22歳	183,220円

7 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、令和2年7月13日（月）から同月17日（金）までに島根県人事委員会事務局まで提出すること。

島根県人事委員会告示第8号

令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施（令和2年島根県人事委員会告示第2号）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、試験の日時、試験場、合格発表日並びに試験の種目及び内容を変更し、第1次試験の試験の日時、松江市における試験場、合格発表の日並びに試験の種目及び内容を変更すること並びに第2次試験の試験の日時、合格発表の日並びに試験の種目及び内容を変更することとしたので、告示する。

令和2年4月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年3月9日（月）から同年4月17日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月17日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月15日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分		採用予定人員	職 務 内 容
10月採用	男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
	女性	2名	
4月採用	男性	29名	
	女性	7名	
武道		1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 1 採用予定人員は、変更する場合がある。

2 採用時期は、原則として、採用区分が「10月採用」の場合は令和2年10月1日、「4月採用」及び「武道」の場合は令和3年4月1日とする。

3 採用区分「10月採用」、「4月採用」、「武道」は、受験資格を満たせば併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が複数の区分で合格対象者となった場合は、以下の①から順に判断し、合格対象となった区分以外は合格の対象としない。

①「武道」 ②「10月採用」 ③「4月採用」

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分		年齢・学歴・資格等
10月採用	男性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は令和2年9月30日までに卒業する見込みのもの
	女性	
4月採用	男性	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業する見込みのもの
	女性	
武道		次のア及びイに該当する者 ア 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業する見込みのもの イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第	令和2年6月21日（日）	松 島根県自治研修所	6月26日（金）に県庁前掲示板及び島根

1 次 試 験	受付時間 8:30～9:00	江 市	(松江市内中原町)	県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9:30～12:00	浜 田 市	島根県立大学(浜田キャンパス) (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	・作文試験、適性検査、身体検査 ①及び②並びに体力検査(採用区分「武道」を除く。) 令和2年7月12日(日) ・面接試験 令和2年7月12日(日)から7月15日(水)までのうち指定する日 ※詳細は、第1次試験合格の際に通知する。	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	7月31日(金)(予定)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	採用区分「武道」の専門実技試験は、令和2年7月11日(土)に松江市で実施する。			

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	警察官としての職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査①	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	身体検査②	警察官としての職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	iBT	44点以上
エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上	
柔道	初段以上（講道館認定）	
剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定）	
情報処理	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
第2次試験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 柔道 ・ 課題技を与える基本技能 ・ 試験補助員との試合形式による実践的技能 剣道 ・ 日本剣道形の技能 ・ 試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	警察官としての職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査①	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・ 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・ 色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・ 聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・ 指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・ その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。

身体検査②	警察官としての職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）
-------	---

（注）試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、大学卒22歳で月額209,768円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

9 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、令和2年6月26日（金）から7月3日（金）までに島根県人事委員会事務局まで提出すること。